

資本・法定準備金の制度改革と会社財務

對 馬 秀 男

(東京都立第二商業高等学校)

はじめに

平成 13 年 6 月の商法改正のなかで、金庫株の解禁と並んで企業財務の資本構造に大きな変化をもたらすであろう改正事項が、法定準備金制度に関する規制緩和である。法定準備金は、従来、資本の欠損填補か資本組入にしか使用できないものとされていたが、新たに法定準備金の減少手続を創設し、また、利益準備金の積立義務を緩和して資本準備金と併せて資本の 4 分の 1 まで積立てれば足りるとする等の改正が平成 13 年に行われた。この改正は積立の緩和と用途の拡大を内容とするものであり、法定準備金制度に大きな変更を加えるものである。

本稿では、従来の法定準備金制度の趣旨とは違う方向の緩和改正がなぜなされたのか、商法が持つ債権者保護の趣旨に反するものではないのか、また、長期のデフレ不況である現代だからこそ法定準備金を厚くする必要があるのではないか、といった疑問をもとに考察する。

I. 法定準備金に関する改正内容

法定準備金は、商法第 288 条と 288 条ノ 2 によって貸借対照表の資本の部に積立て計上することが強制されている準備金である。法定準備金は、資本欠損を可能な限り防ぐという目的をもった制

度⁽¹⁾である。つまり「営業利益の変動によって、会社財産が資本を下回らないようにするための制度で、資本のまわりの緩衝材（クッション）としての役割を果たしている」⁽²⁾のである。商法上その財源により資本準備金と利益準備金とにわかれる。

この法定準備金が平成 13 年の改正で大幅に変化した。改正点は①法定準備金における利益準備金の積立て義務限度額が変更されたこと、②減資差益が資本準備金から削除されたこと、③法定準備金の減少手続が設けられ、法定準備金の取り崩し順序の規定が廃止され、さらに取崩し後の用途も大幅に拡大されたこと、④株主総会の普通決議により法定準備金を取り崩すことができるようになったことである。以下それぞれについてみてみたい。

1. 資本準備金の積み立て制度に関する改正

資本準備金とは、株式発行などの資本取引から生じる剰余金であり、利益準備金と併せて法定準備金を構成する。資本準備金の積み立ては、商法第 288 条ノ 2 に規定されている。それによると積み立てを要する項目は、以下の通りである。①株式の発行価額のうち資本に組み入れない額、いわゆる株式払込剰余金である（同条第 1 項 1 号）、②株式交換差益（同条第 1 項 2 号）、③株式移転

差益（同条第1項3号）、④新設分割差益（同条第1項3ノ2号）、⑤吸収分割差益（同条第1項3ノ3号）、⑥合併差益（同条第1項5号）の6つである。また、資本準備金には積み立て限度額は規定されていない。

なお、平成13年10月1日施行の商法改正（以下改正商法）において、減資差益（平成13年改正前商法288条ノ2第1項4号）が資本準備金の積み立て規定から削除された。

減資差益は、減少した資本の額から株主に払い戻した額および資本の欠損填補額を控除してなお残った額で、減資手続きに基づいて実施されるものである⁽³⁾。この減資差益が資本準備金の構成項目から削除された理由は、減資差益を資本準備金として積み立てても、改正商法289条第2項において、会社が株主総会の決議をもって、法定準備金の総額から資本の4分の1に相当する額を上限として、法定準備金を減少することができる規定が創設されたため、株主総会決議および債権者保護手続きを要件とする減資手続きの中に、法定準備金の減少手続きも含まれているものとみることができると考えられたためである⁽⁴⁾。つまり、「減資差益は減資手続き（株主総会特別決議と債権者保護手続き）を経て行われるものであり、法定準備金の取り崩しに必要な要件を満たしていることになる。したがって、〈減資→減資差益（資本準備金）としての積み立て→法定準備金の取り崩し手続き→剰余金〉という手続きを取るのはいかなる意味もないため、減資差益が生じた場合には、それを直接、剰余金（配当可能利益）とすることとなった」⁽⁵⁾のである。

しかし、会計の立場からは異議が出ている。なぜなら会計学上「払込資本と留保利益の峻別」は中心課題であり、これが果たされるためには、企業活動の元手である「払込資本」の維持が前提になる⁽⁶⁾。

「減資差益は、株主が過去に払い込んだ資本を

源泉とするものであるため、払込資本の性格を有し、資本準備金の一種である。これは、改正商法で資本準備金から削除され、配当可能利益として扱われるようになったが、会計上は払込剰余金であることは明らかである」⁽⁷⁾との指摘もある。会計学の考え方からは減資差益は典型的な資本剰余金であると考えられ、また、合併差益や分割差益を資本準備金としつつ、減資差益を資本準備金としないのは、首尾一貫性を欠くとの評価もある⁽⁸⁾のである。

2. 利益準備金の積立制度に関する改正

法定準備金を資本準備金とともに構成している利益準備金にも、大幅な改正がなされた。改正前の商法では、資本準備金がいかにあるかに関わりなく、資本の4分の1に達するまで、①毎決算期に利益処分として支出する金額の10分の1以上、および②中間配当をするごとにその分配額の10分の1を、利益準備金として積み立てることを要していた（改正前商法288条⁽⁹⁾）。

しかし、それが改正商法において、積み立て限度額が大きく緩和改正された。改正法は、利益準備金は、資本準備金の額とあわせて資本の4分の1に達するまで積み立てれば足りることに緩和改正したのである（商法288条⁽¹⁰⁾）。この積み立て義務の規定に「資本準備金の額と併せて」という文言が挿入されたことが大きな意味を持つものである。

3. 法定準備金減少手続の創設

旧商法では法定準備金の減少は、資本の欠損填補または資本組入を目的とする場合にのみ認められてきた。しかし、改正商法においては、会社が株主総会の決議および債権者保護手続を要件として、法定準備金の総額から資本の4分の1に相当

する額を控除した額を上限として、法定準備金を減少することができる規定を新たに定めた（商法 289 条第 2 項）。

すなわち、「会社は株主総会・社員総会の普通決議をもって、資本準備金または利益準備金を減少することができるものとした（289 条第 2 項）。この減少手続は株主総会等の普通決議を要する点で、特別決議を要する資本の減少手続とは異なる。その理由は、法定準備金を減少する場合、減資と異なり、株主（社員）の利害にかかわる特段の措置（株式併合等）が行われることはないから」⁽¹¹⁾とされている。

4. 法定準備金減少額の使途

従来、法定準備金の減少額の使途については、資本の欠損填補または資本組入に制限されていたが、改正商法においては、その使途はなんら制限されていない。したがって、法定準備金の減少額は使途制限の撤廃により、従来の欠損填補、資本組入れ目的以外に自己株式等取得財源（商法 210 条第 4 項）や利益配当財源などにも流用できるようになったのである。

このような法定準備金減少額の利用は、「企業再編の促進とも無関係ではない。例えば、上場会社が株式移転によって設立された完全親会社の傘下に入って完全子会社となり、完全親会社のみ上場される場合には、設立当初の当該完全親会社には資本金ないし資本準備金しかないの、資本準備金を減少させることで当該株主への利益配当が可能となるからである」⁽¹²⁾と考えられている。

5. 法定準備金の減少順序に関する規定の削除

従来の改正前商法においては、法定準備金の取り崩し順序は、利益準備金を先に取り崩す旨の規

定（改正前商法 289 条第 2 項）があった。

しかし、新商法ではこの規定が削除され、「利益準備金が残っていても先に資本準備金から減少させることも可能となった。欠損填補のための法定準備金の取崩しについても同様である。利益準備金の積み立て義務が資本準備金とあわせて資本の額の 4 分の 1 とされたことから、改正前のように資本準備金を利益準備金よりも拘束性の強い法定準備金であると性格付ける必要性がなくなったためである」⁽¹³⁾との考えから改正商法の下では「資本準備金と利益準備金とは、源泉が異なるだけの同位の法定準備金として位置づけられることとなった」⁽¹⁴⁾。しかし、会計学者は「法律的には確かにそういう理屈が成り立つのであろう。しかし欠損填補に当たって、利益準備金があるにもかかわらず、資本準備金を取り崩すことは、企業会計の基本原則に反する最も初歩的な誤りであるから、そういう無茶なことは絶対に行われなければならない」⁽¹⁵⁾として、取崩しの順序を規制せず、同位の法定準備金としての位置付けに対して批判もある。

II. 法定準備金の意義と役割

1. 株式会社における資本の意義

株式会社は他の会社形態と異なり、資本を集めるとき、株式証券を発行する。「株式会社は、資本を株式証券に化体して資本を集中するところに大きな特質があり、その株式証券を証券市場を通じて売買することによって、広く社会的資本を集中する」⁽¹⁶⁾会社形態である。

株式会社に出資した株主は、会社債務に対して直接なんの義務も負わない。なぜなら、株式の引受価額を限度とする有限責任であるから（商法 200 条第 1 項）である。この点が無限責任社員同士の資本結合で成り立っている企業形態と、大きく異なる点である。

株式会社以外の会社形態では、資本を集中するときに、制度的に証券発行を許されていないので、比較的小規模な資本結合にとどまっている。それに対して株式会社は、広く社会的資本を集中することができるため無限責任社員同士の資本結合で成り立っている会社形態（人的結合による会社形態）に比べ、集中する資本の金額も、日常の取引量も金額も、企業を取り巻く利害関係者も多い。そのような有限責任株主からの資本で構成されている株式会社の債権者にとって、その債権の担保となるものは会社財産だけである。そこで、商法は、「会社債権者を保護し、会社の信用を維持するため、各会社は一定の金額を定めてこれを公示し、この金額に相当する現実の財産を維持し、充実すべきものと定めている。この金額を資本といい」⁽¹⁷⁾、つまり、「人的会社と異なり、株式会社の債権者は株主に対し会社債務の履行を求めることはできない。したがって、会社債権者の利益を保護するためには、株主有限責任の裏づけとして、会社財産の社外流失につき厳重な法的規制を加える必要がある。そのために中核的機能を果たすのが資本である。それは会社が財産を確保しなければならない基準として設定する一定の金額」⁽¹⁸⁾なのである。

なお、平成13年の改正商法によって、「資本の充実・維持を弱める改正が、3項目にわたってなされた。その1つが、額面株式の廃止（額面額以下発行禁止旧商法202条第2項）、その2つが自己株式の取得、質受の禁止（旧商法210条）についての全面解禁、その3つが法定準備金の積立と処分についての大幅な緩和（商法288条、289条）である」⁽¹⁹⁾。

2. 株式会社における準備金の意義

法定準備金は、欠損填補の目的のために商法が積立を義務づけている準備金をいう。準備金には

この法定準備金と会社が定款の規定または株主総会の決議によって積立てる任意準備金（積立金）の2種類がある。

前述の通り、株式会社は典型的な物的会社⁽²⁰⁾であって、「会社財産だけが債権者に対する担保の役割を果たす。そこで、商法は、会社財産の確保をはかるため、会社の保有すべき財産の目標額として資本の額を定め（商法284条ノ2）、その充実を目的とする諸規制をしているが、会社の保有財産が資本とほとんど同額であるとすれば、その後の財産状態の悪化によってただちに資本の充実は損なわれてしまうという危険があるから、さらに資本の額を超えて会社が保有すべき財産の額を法定するとともに、会社が自治的にこれを定めることも認める。この、資本の額を超えて会社が保有すべき財産の額を準備金といい、これによって保有された財産が、不時の損失に対する資本の安全弁の機能を果たすことになる」⁽²¹⁾のである。

準備金の積立とは、貸借対照表の資本の部に準備金として一定の金額を計上することをいい、また準備金の使用（取り崩し）とは、貸借対照表の資本の部に準備金として計上されていた金額を減少させることをいう。貸借対照表の資本の部に計上された金額は、会社の利益計算の際、純資産の額から控除すべきもの（商法290条）であるため、準備金が積み立てられればそれだけ株主への配当として社外に流出する配当可能利益の額は減少し、したがって会社に留保される資産は増大することになる。また、貸借対照表に損失が計上されるときに、準備金を取り崩せば、損失の額をそれだけ減少させることができる⁽²²⁾。以上のように準備金には商法上その積立が強制されている法定準備金と、会社が自治的に積立てている任意準備金とがある。株式会社の債権者保護の担保としての、最後の砦が資本である。そして法定準備金は、法が強制的に積立てを命じたものであり、その精神は「将来欠損が生じたときに、すぐに資本にくい

こむことにならないように、政策的に一つのクッションを設けたものにほかならない」⁽²³⁾のである。

Ⅲ. 改正の背景

1. 改正の趣旨

平成13年の商法改正では、法定準備金制度の規制が大幅に緩和改正された。

改正の趣旨は、「旧商法の下では、法定準備金よりも拘束性の強い資本に減少手続が設けられているにもかかわらず、法定準備金に減少手続がなく、資本の欠損填補または資本組入の場合にしか取り崩すことができないことについて、立法の不備であるとの指摘がされていた。また、経済界は、時価による増資が一般的となり、会社内部に多額に積立てられている法定準備金の柔軟な活用を可能にすべきである旨の要望をしていた。そこで、改正法は、資本の減少手続と同様の考え方に基づき、法定準備金の減少手続を設けることとした」⁽²⁴⁾のである。

1980年代に時価発行増資がバブル経済の時代に盛んに行われ、発行価額の2分の1を資本金には入れずに資本準備金に計上（商法284条ノ2）することで多くの企業は多額の資本準備金を積み上げていった。立法時の衆議院法務委員会の議事録⁽²⁵⁾によると、平成12年3月時点で、上場会社全体で資本金が合計で約51兆円、法定準備金が約55兆円、一社当たりの法定準備金の平均額が100～200億円となっている。

また、主な企業の資本との状況を見ると

トヨタ自動車	資本金	3,970 億円
	資本準備金	4,140 億円
ソニー	資本金	4,720 億円
	資本準備金	6,373 億円

というように、資本金を超える資本準備金が積み上がっており、法定準備金が、当初想定していた水準よりもそれを超えて積み上がっている現状の

企業が多数ある。という説明がなされた。また、「不況の中で、会社が資本コストを下回る投資機会しか見出せないのであれば、会社資金を投資家に返還することは、経営者の義務である。」⁽²⁶⁾とか、「資本市場におけるファイナンス理論の趨勢として、余剰資金が会社があれば、それを株主に返還することも一種の経営者の経営判断として必要な場合もあると考えられている。これは、余剰資金が会社にあっても、株主が市場で運用した場合に享受できるリターン率を超えた運用用途が会社にはないのであれば、株主にかかる余剰資金は返還すべきである」⁽²⁷⁾など法定準備金の減少手続の必要性との理由から、議員立法という形で法案が成立した。

2. 法務委員会における議論

平成13年6月国会は長期不況にあえぐ我が国の経済の建て直しをはかるため、「緊急経済対策」の一環としてこの法改正が行われた。この緊急経済対策の三つの大きなテーマは、①不良債権の処理 ②株式市場の活性化 ③土地流動化を含む都市再生である。この大きなテーマの中での法改正であるが、「商法等の一部を改正する等の法律案」および「商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」の審査のため、3人の実務家と学者が参考人として意見を述べた⁽²⁸⁾。経済界からの意見として商法改正の趣旨に賛同する立場から、経済界にとってのこの改正案の意義、必要性について期待する四つのポイントがあげられている。

その1つが自己株式の取得及び保有制限の見直し（いわゆる金庫株の解禁）。その2つが法定準備金の減少手続の整備。その3つが株式発行手続の簡素化。その4つが一株あたり純資産額基準の撤廃である。法定準備金減少手続に対する経済界が期待する理由について見てみる。

法定準備金の減少手続の整備について…資本準備金と利益準備金，すなわち法定準備金は積立てることはあっても，資本組入や欠損填補以外には全く利用できない制度となっていた。その結果，上場企業には，1999年時点で約51兆円の資本金に対して，約55兆円の法定準備金が積立てられているのである。1998年3月からは，時限立法で自己株式消却特例法の改正が施行され，資本準備金に限っては，自己株式の消却目的ならば，これを取り崩すことが可能となった。さらに，この制度を延長したときに，資本準備金制度の趣旨及び社会情勢の変化等を考慮して，具体策を検討し，必要な措置をとることの趣旨の付帯決議がなされている。

このときの法案ではこれを踏まえて，法定準備金の使途の自由度を高め，これを株主総会決議と債権者保護手続を踏むことにより，自己株式取得に加え，配当などで株主に還元するために利用することができるようになる，また，資本の部をスリム化してROEを向上させることができる，などの理由が経済界からの強い要請である旨を述べている。また，「自己株式取得にあたっての原資として配当可能利益及び法定準備金の取崩しができるようになった。債権者保護手続をする話ではあるが，これはある意味で自らのしっぽを食べているようなものであり，資本というものに対して経団連としての考えを聞かせてほしい。」という質問に対して「法定準備金の使用を行うにあっても株主総会の決議が要る。それから債権者保護手続，これはまさに減資に準じた債権者保護手続を行うので，法定準備金の使用を株主へ還元するために，すなわち，自己株式の取得に使ったり，配当に使うということについて，債権者との問題ということはこれでカバーされている。なおかつ株主総会の決議を要することなので，債権者保護と株主保護がなされている中で行う限りにおいて，使途の制限されている法定準備金をより

広く株主に，株主が出した株主にまた還元をする。これを株主が認める，債権者が認めるということであれば全く問題はない。」と考えられている。

さらにこのときの国会法務委員会では，法定準備金の取り崩し規定について次のような強い要請があった。「…これらの制度改正については，早く実施すればするほど経済の活性化，株式市場の活性化に効果がある…(中略)…中でも，法定準備金を来年6月の定時株主総会で配当原資に充てたり，この総会日以降に子会社が有している自己株式を取得する財源として活用しようとする企業にとっては，来年3月までに臨時株主総会を開催して，法定準備金を任意準備金に移しかえる決議を行う必要がある。また，12月や3月に総会を開催する企業も多くある。そうした企業に制度の活用の道を開く意味で，この法案の施行は今年の秋としていただき，こうしたスケジュールに間に合うようなご配慮をお願いしたい。」⁽²⁹⁾と経済界から強い要請があったのである。

つまり，資本と利益の区分を崩してまでも法定準備金取崩し規定を設けたのは，「法定準備金より拘束性の強い資本金に取り崩し規定があるのに，法定準備金にないのはおかしい」とか，「蓄積されている資本準備金は適切な投資機会がないのであれば株主に返還するべきである」といった理由が一義的な理由ではなく，株価低迷と配当原資確保のための経済政策的理由から設けられた規定であるということが窺える。

IV. 欠損填補機能としての法定準備金の役割

資本，法定準備金の役割をダイエーを例に考えてみたい⁽³⁰⁾。債務超過に陥ったダイエーは，平成14年5月の株主総会で株主の承認を得て，「新3ヵ年計画」に基づいて8月までに主力3行（UFJ銀行，三井住友銀行，みずほコーポレート

銀行) から債務免除と減増資を受けた。

その結果 4,582 億円の欠損金が、平成 14 年 1,406 億円まで圧縮することができ、株主資本は 1,275 億円まで改善し、債務超過を解消することができた。

このときの会計処理を考える。

まず第 1 段階として平成 14 年 2 月期の欠損金 4,582 億円を解消するために、資本金 1,120 億円(優先株 600 億円と普通株 520 億円)のうち 5 億円を残して 1,115 億円を減資したうえ、資本準備金 684 億円も全額取り崩した。つまり、減資と資本準備金の取り崩しをして株主が責任を被る形をとったのである。

仕訳 1:

(借方) 株式資本金	1,115 億円
資本準備	684 億円
(貸方) 欠損金	1,799 億円

この処理の結果、欠損金が 2,784 億円まで減少したのである。

第 2 段階として、債権者が損失を被った形の債務免除と債務の株式化による増資の処理である。

仕訳 2:

(借方) 借入金	1,700 億円
(貸方) 債務免除益	1,700 億円
(借方) 借入金	2,300 億円
(貸方) 株式資本金	1,150 億円
資本準備金	1,150 億円

つまり、仕訳 1 を合計した約 1,800 億円と、債務免除益 1,700 億円と平成 14 年 8 月期の中間当期利益 1,381 億円、さらにそこへ債務株式化 2,300 億円が 1,150 億円ずつ資本金と資本準備金に振り込まれ、4,852 億円あった欠損金が 1,406 億円、株主資本は 1,275 億円まで改善され、債務超過は改善された。

債務超過に陥ったダイエーの例から、資本や法定準備金の意義は大いにあることがわかる。このように法定準備金は準資本として資本を補完する

緩衝材としての役割を果たしており、特に欠損が発生している会社にとっては欠損填補機能として法定準備金が役立っているのである。

この仕訳 1 にみられる、資本と法定準備金を取り崩して欠損を填補したときの会計処理こそ、法定準備金の意義と役割を発揮する場面であり、この会計処理は債権者保護そのものなのであると考える。

V. 「会社法制の現代化に関する要綱試案」をめぐって

1. 最低資本金制度

「会社法制の現代化に関する要綱試案」(以下、試案と略) が平成 15 年 10 月、法制審議会会社法(現代化関係)部会から公表された。今後、部会では試案に対して寄せられた意見をもとに検討を続け、来年度平成 17 年度中に要綱案を取りまとめ、改正法は平成 17 年中の成立が見込まれている。

ここでは試案の中の最低資本金制度と法定準備金に関する部分について、概観してみる⁽³¹⁾。株式会社・有限会社の設立に際して払い込むべき最低資本金額は、現行の株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円から大きく引き下げられつつある。試案によると、A 案：株式会社について、現行の有限会社と同額の 300 万円とする。B 案：株式会社・有限会社について、300 万円よりもさらに引き下げた額(例えば 100 万円、10 万円等)とする。C 案：設立時に払い込むべき金銭等の額については規制を設けない。以上 3 つが緩和改正の方向で試案が出されている。最低資本金制度は、「会社債権者の保護を主たる目的とし、株式会社・有限会社における出資者有限責任を担保するため

の制度として、平成 2 年の改正により、株式会社につき新たに導入され⁽³²⁾ たものである。最低資本金制度の経済的意義は「小規模・泡沫会社の排

除を通じた株式会社制度の健全化」⁽³³⁾にあり、すなわち「最低資本金制度には制度濫用的な会社設立をコスト面から排除し、株式会社形態における「債権者保護」の実効性を確保することが期待されている」⁽³⁴⁾のである。しかし、バブル経済崩壊後、新規事業の創出・雇用の受け皿確保の必要性が高まり、最低資本金制度についても新規株式会社を設立する際の妨げとなっているという指摘⁽³⁵⁾から、緩和改正案が出てきたのである。最低資本金制度の緩和は、事業創出を促すことは確かであろうが、その一方で、会社の設立が容易になるため、会社を利用した、不法行為の増加や、有限責任の悪用が懸念されるのである。この点について試案では、「会社関係者の責任の強化等の措置を講ずるかどうかにについては、なお、検討する」とされている。

2. 利益準備金

試案では、「利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする」とされ、会計学の中心課題とも言える資本と留保利益の区分も崩されようとしている。この点について、日本弁護士連合会では反対の立場をとっている⁽³⁶⁾。その理由として「利益準備金は、その積み立てるべき機会の点を除けば資本準備金とその商法上の取扱いについて異なるところがないが、両者はその源泉が異なり、積み立てるべき時期も異なるものであるから、なお科目の区別を維持すべきである。」との理由から資本準備金と利益準備金の科目区別の廃止には反対している。

3. 法定準備金の減少額の上限規制

試案では「法定準備金について、資本の4分の1を超えない部分については減少することができないものとしている規制は、廃止する方向で検討する。」とされており、これは法定準備金制度そのものを崩壊させる内容である。この点について

法務省民事局参事官室から出された「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」によると「平成13年の改正により導入された法定準備金の減少手続については、減少に際して、資本の額の4分の1を超える額に相当する部分しか減少することができない旨の規制がされている（商法289条2項）。これは、法定準備金が資本の欠損を生じさせないための予防的な計数であるとの観点から、その取り崩しを制限したものと考えられている。

しかし、上記の規制があるため、法定準備金の減少に際しては、減少後、資本の4分の1以上に相当する額の法定準備金を残さなければならず、それを超えて取り崩したい場合には、法定準備金を維持して、先に資本を減少させなければならないという規制となっている。…(中略)…資本を保護するための予防的な計数である法定準備金の減少を制限して、保護されるべき資本を先に減少させなければならないという規制を維持することは、資本制度による債権者保護の考えに沿うものであるとはいいい難いと思われるため、試案では、この規制を廃止する方向で検討することとしている。」と述べられている。

この試案に対して、日本弁護士連合会では反対の立場をとっている。

「商法上資本及び法定準備金は配当可能額の上限を画する基準であるから、債権者保護手続きを経れば株主資本の構成は株主の自治的判断の問題であるのが原則と考えられるが、法定準備金は一方において、資本の欠損が生じることを予防するための内部留保額としての機能を有している。この点を調和させる法制として、現行法程度の減少限度規制は維持するべきである。法定準備金減少の簡易化はバブル経済崩壊後の株主還元の低調という一時代的要請によるのであり、将来の経済情勢の変動に過度に左右されない、会社法制構築という課題から考えても、この点については現行法の限度規制を撤廃することには慎重であるべきで

ある。確かに、現行法は、法定準備金の減少額の上限規制額を超えてこれを取り崩したい場合には、法定準備金を維持して、先に資本を減少させなければならない規制となっている。しかし、債権者保護の早期発動という観点からはなお現行法の方が債権者保護に資する。また前回法改正の結果を検証せずに、さらに法定準備金に関する規制を撤廃することは、資本欠損に直結する問題であるだけに慎重であるべきである。」⁽³⁷⁾と述べられており、法定準備金制度のもつ資本の欠損予防という機能を重視した考え方に基づいたものである。

おわりに

本稿では、法定準備金制度に関する規制緩和を中心に、従来の法定準備金制度の趣旨とは違う方向の緩和改正がなぜなされたのか、商法が持つ債権者保護の趣旨に反するものではないのか、といった疑問をもとに考察を行った。その結果、この一連の緩和改正は、法定準備金や資本が本来持つ債権者保護の思想をベースにしたものではなく、景気対策、構造改革、株価対策の中で制度改正がなされたものであることが明らかとなった。

資本や法定準備金については、業績が悪化し、欠損が累積するような企業にとっては極めて重要な意味を持つものであり、欠損を法定準備金によって填補する会計処理は債権者保護そのものであると考える。よって資本・法定準備金制度の大幅な緩和改正は、経営者権限を拡大させるものの、債権者保護を著しく後退させることにつながる恐れがあるのである。

なお、本小論は日本財務管理学会第18回全国大会にて報告させて頂いたものを取りまとめたものである。当日コメンテーターをお引き受けくださった創価大学の佐久間信夫先生、司会をお引き受けくださった文京学院大学の三浦后美先生、そして貴重なご意見を頂いた国際基督教大学の中島

省吾先生、四国大学の生駒道弘先生に心より御礼申し上げます。

〈注〉

- (1) 安藤英義稿「商法における資本制度の揺らぎと『資本の部』の表示」『会計』第162巻第2号 2002年8月号 森山書店 167頁。
- (2) 川口恭弘稿「法定準備金の減少等」『法学教室』第264号 2002年9月号 有斐閣 39頁。
- (3) 箕輪徳二稿「株式会社の法定準備金制度の新展開」『新しい商法・会計と会社財務』箕輪徳二・三浦后美編著 2002年12月 泉文堂 33頁。
- (4) 原田晃治・秦田啓太・郡谷大輔稿「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説(下)」『商事法務』第1609号 2001年10月25日 6頁。
- (5) 伊豆 久稿「法定準備金の取り崩しについて」『証券レポート』第1604号 2002年3月 日本証券経済研究所 23頁。
- (6) 森川八洲男稿「新会計基準における『資本の部』の分類の特質」『企業会計』Vol.54 No.7 2002年7月 中央経済社 26頁。
- (7) 森川八洲男稿 前掲誌(注6) 23頁。
- (8) 弥永真生稿「法定準備金と『その他の剰余金』—企業会計との乖離の拡大と縮小—」『企業会計』Vol.53 No.12 2001年12月 34頁。
弥永真生著『「資本」の会計』中央経済社 2003年9月20日 48頁。
- (9) 改正前商法第288条【利益準備金】会社ハ其ノ資本ノ4分ノ1ニ達スル迄ハ毎決算期ニ利益ノ処分トシテ支出スル金額ノ10分ノ1以上ヲ、第293条ノ5第1項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ10分ノ1ヲ利益準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス
- (10) 新商法第288条【利益準備金】会社ハ資本準備金ノ額ト併セテ其ノ資本ノ4分ノ1ニ達スル迄ハ毎決算期ニ利益ノ処分トシテ支出スル金額ノ10分ノ1以上ヲ、第293条ノ5第1項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ10分ノ1ヲ利益準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス
- (11) 西村勝志稿「法定準備金」『法学教室』258号 2002年3月 有斐閣 18頁。
- (12) 西村勝志稿 前掲誌(注11) 19頁。
- (13) 武井一浩稿「法定準備金に関する改正」『新しい株式制度』神田秀樹・武井一浩編著 2002年7月10日 有斐閣 46頁。
- (14) 原田晃治・秦田啓太・郡谷大輔稿 前掲誌(注4) 7頁。
- (15) 中村 忠稿「会計の新たな問題」『税経セミナー』

- Vol. 47 No. 1 689号 2002年1月号 税務経理協会 7頁。
- (16) 箕輪徳二稿「株式会社の経済機構」前掲書(注3) 2頁, 3頁。
- (17) 中村眞澄著『会社法』1994年4月1日 成文堂 265頁。
- (18) 竹内昭夫著 弥永真生補訂『株式会社法講義』2001年7月10日 有斐閣 90頁。
- (19) 箕輪徳二稿「株式会社の資本制度の新展開」前掲書(注3) 17頁。
- (20) 合名会社と合資会社の資本結合が、親類縁者に限られることが多いことから、両会社形態の資本結合を人的結合による会社形態と呼んでいる。それに対して、株式会社は株式資本の結合様式であると考え、株式会社を物的会社と呼ぶ。箕輪徳二編著 前掲書(注3) 2頁, 3頁を参考にした。
- (21) 倉澤康一郎稿「第二章株式会社 第五節 計算」酒巻俊雄・志村治美編著『会社法』1994年6月3日 青林法学双書 202頁。
- (22) 倉澤康一郎稿 前掲書(注21) 203頁。および竹内昭夫著 弥永真生補訂 前掲書(注18) 644頁を参考にした。
- (23) 竹内昭夫著 弥永真生補訂 前掲書(注18) 644頁。
- (24) 原田晃治・秦田啓太・郡谷大輔稿 前掲誌(注4) 4頁。
- (25) 第151回国会 衆議院法務委員会 第16号(平成13年6月8日) 会議録 <http://www.shugiin.go.jp> より。
- (26) 江頭憲治郎稿「法定準備金制度の規制緩和」『ジュリスト』No.1206号 2001年8月1日 15日合併号 有斐閣 118頁。
- (27) 武井一浩稿 前掲稿(注13) 44頁。
- (28) 第151回国会 衆議院法務委員会 第17号(平成13年6月12日) 会議録 <http://www.shugiin.go.jp> より。
参考人は経団連経済法規委員会・経済法規専門部会長・新日鐵常務取締役 西川元啓氏 早稲田大学法学部教授 上村達男氏 専修大学名誉教授 熊野剛雄氏の3名である。
- (29) 注(28)西川元啓氏
- (30) ダイエーホームページ 52期中間決算(2003年2月期) <http://www.daiei.co.jp/zaimu/> より。
- (31) 「会社法制の現代化に関する要綱試案」平成15年10月22日 法制審議会会社法(現代化関係)部会より。
- (32) 「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」第二 設立関係 1 最低資本金制度より。
- (33) 濱田康行 齋藤一朗稿「最低資本金制度の経済的意義」『金融ジャーナル』1995年11月号。
- (34) 注(33)に同じ。
- (35) 注(32)に同じ。
- (36) 「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する意見書 平成16年1月14日 日本弁護士連合会ホームページより。
- (37) 注(36)に同じ。